

様式第2号

(第1葉)

課徴金徴収職員証明書



第 号

年 月 日発行

公正取引委員会事務総局

内閣府事務官 氏 名

11 cm

年 月 日生

上記の者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第69条第4項の規定により課徴金の納付命令に係る徴収金を国税滞納処分の例により徴収する職員であることを証する。

公正取引委員会 印

7 cm

(第2葉)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律抜粋

第69条第1項 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

同条第4項 公正取引委員会は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第2項に規定する延滞金を徴収することができる。

11cm

7cm